

## 【県外学校用】 公立高等学校生徒等奨学給付金の申請について 公立高等学校等専攻科生徒奨学給付金の申請について

岩手県教育委員会では、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、**保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯を対象**に、公立高等学校生徒等奨学給付金を給付しています（返済は不要です。）。

（家計急変により、経済的な理由から道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当となる世帯を含みます。）

### 1 給付対象となる世帯

**令和6年7月1日現在**で、次の（1）から（4）のすべてに該当する世帯

（1）生徒等が公立の高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1年～3年）、専修学校高等課程、高等学校専攻科、中等教育学校専攻科等）に在学していること。

（2）保護者等が岩手県内に居住していること。

※保護者等が県外に居住している場合は保護者等の居住地の都道府県に申請することとなります。

各都道府県のお問合せ先は、事務室にお問い合わせいただくか、文部科学省ホームページ「高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧」を御確認ください。

（3）児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと。

※保護者等が父母以外の場合は必ず御確認ください。

（4）保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（家計急変により非課税相当である世帯を含む）又は生活保護（生業扶助）受給世帯であること。

※道府県民税所得割及び市町村民税所得割は、課税証明書・住民税納税通知書・納税義務者用の特別徴収税額決定通知書等で確認できます。

### 2 生徒一人当たりの支給額

対 象 者		国公立（年額）	（参考） 私立（年額）
生活保護受給世帯の 高校生等	全日制・定時制・通信制課程	32,300円	52,600円
非課税世帯 の高校生等	全日制・定時制 課程	第1子の高校生等	122,100円
		第2子以降の高校生等	143,700円
	通信制課程	50,500円	52,100円
専攻科生徒（生活保護受給世帯・非課税世帯）		50,500円	52,100円

※非課税世帯の高校生等における第1子、第2子区分の取扱いについては、別紙「非課税世帯の高校生等における第1子、第2子の考え方」をご覧ください。

※新入生の保護者等で、前倒し給付を受けている方は、年額から既に給付されている給付額を差し引いた額を給付します。前倒し給付を申請しなかった方や給付の対象とならなかった方で、今回の申請で給付対象となる場合は年額が給付されます。

#### <申請書類の送付先>

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号  
岩手県教育委員会事務局教育企画室総務担当  
電話 019-629-6109